

平成29年 秋季号

仙台市 農業委員会だより

編集と発行 仙台市農業委員会
 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
 TEL 022(214)4308(直通)
 FAX 022(215)5803
 ホームページ <http://www.city.sendai.jp/shinko/jigyosha/kezai/norin/nogyo/sendaisi/index.html>

発行日 平成29年10月1日

(※)農産物や農作業の安全性、環境保全の観点から、生産工程管理等を定め、計画、実践、点検・評価、改善を行う農場に対する日本の認証制度



農政部会等視察研修会

東北・北海道農業活性化フォーラム

農政部会等視察研修会開催、東北・北海道農業活性化フォーラム参加

9月7日(木)に、農業委員等25名参加のもと、山形県南陽市で先進的な農業経営を行っている(株)黒澤ファームへの視察研修と東北・北海道農業活性化フォーラムに参加しました。

(株)黒澤ファームは、有機JAS米や特別栽培米を地域の農業者やJAと連携して生産から精米を行い、海外輸出や料亭等へ販売までを一貫して手掛けております。平成29年4月に、白米でのJGAP(※)を取得しました。代表取締役の黒澤信彦氏から、おいしいお米を生産するため、「米の品種選定へのこだわり」、「有機肥料を用いた土づくり」や「出穂後の生長促進と雑菌抑制のための蜂蜜と海藻エキスの散布など栽培方法の工夫」についてお話を伺いました。

南陽市文化会館で開催された「東北・北海道農業活性化フォーラム」では、高知大学の緒方賢一教授から「農地利用の将来ビジョンと最適化の推進活動」の講話等をいただきました。

視察研修とフォーラムへの参加は、農地の有効利用による農業の活性化や担い手育成を進める上で、今後の農業委員会活動に大変参考となりました。

市内全域で夏の農地パトロールを行いました

6月20日(火)から7月14日(金)にかけて、農地法で定められている農地利用状況調査の一環として、農地パトロールを実施しました。

農協の各支店の協力を得て、農業委員と業務推進員及び農業委員会事務局職員が、遊休農地の利用状況や違反転用がされていないかなど約800筆について、猛暑が続く中でしたが、地図等を利用しながら一筆の農地ごとに注意深く調査を行いました。



高砂地区のパトロール

宮城地区、生出地区、秋保地区、根白石地区の中山間地域には、既に農地として復元が困難と見込まれる農地が多数あり、農業委員会

では、農地が遊休化しないように利用調整を進めるとともに、今後も継続して、農地の見回りを行います。

今回の調査結果をもとに、耕作が可能と見込まれる遊休農地については、所有者の方に利用意向調査を行うほか、農地台帳を整理し、より適正な農地利用に向けて対応していきます。

農地中間管理機構への貸し付けを利用しましょう

高齢化等により、農作業が難しくなってきたら、宮城県農地中間管理機構(農地の貸し借りを調整する公的機関)の利用を検討ください。

対象農地は、農業振興地域内の農地です。

全ての農地を機構に貸し付けた場合、固定資産税が2分の1になる場合があります。

申込み方法や手続きは、お問い合わせください。

事務課農地係

電話 214-4340

第1回地区振興委員会を開催しました

8月1日(火)から8日(火)にかけて、各区で地区振興委員会を開催しました。

今回のテーマは、「平成30年以降の米政策等について」。農業委員、業務推進員、認定農業者及びJA仙台職員の参加のもと、東北農政局から、間近に迫った来年の米づくりについて情報提供をいただき、その後、米政策や地域農業の振興に関して意見交換を行いました。米を作付けた場合の直接支払交付金が、平成30年産米から廃止されることから、国等から提供される米の需給見通しに関する情報などを踏まえ、地域段階においての作付け計画検討の必要性や、未整備地での単収確保の難しさ等について熱心に話し合われました。また、新たに始まる「収入保険制度」の質疑も行われました。いただいたご意見等は、今後の施策に反映されるよう進めてまいります。



泉区地区振興委員会

コンバイン等で公道を走行するときは大型特殊免許が必要な場合があります

小型特殊自動車として登録されている農耕車でも、①長さ4.7m、幅1.7m、高さ2m(キャビン、安全フレームの場合は2.8m)のいずれか一つを超えるもの、又は②時速15kmを超える速度が出せるものを公道で運転する場合は、大型特殊免許(農耕車に限る)が必要です。

これは、自動車の登録について定めている道路運送車両法と、自動車の運転免許について定めている道路交通法で、小型特殊自動車の区分が異なるためです。農作業に必要な免許を取得したうえで、安全運転に努めましょう。

女性農業者との懇談会を開催しました

地域農業者との懇談会の一環として、7月6日(木)に、JA仙台女性部高砂支部員の皆様との懇談会を開催しました。

初めに、農業委員会から、農業委員会の設置目的や活動内容を紹介した後、農業者年金や家族経営協定などについて情報を提供しました。

次に、若林区七郷地区で、少量多品種の野菜作りをしている、高山真里子氏から「農業女子の仲間づくりと私の夢」という演題で、アグリヒロイン育成講座(※)を通じての仲間づくりなどについて、講演をしていただきました。

その後の懇談では、参加者の方々から、「認定農業者になるにはどのようにしたらよいか」、「若い女性農業者の勉強や仲間づくりに必要な、講座等の研修会を開催してもらいたい」など、質問や活発な意見が出されました。

参加していただいた女性農業者の皆様、貴重なご意見ありがとうございました。



女性農業者との懇談会

(※)意欲ある次世代の女性農業者を掘り起し、相互の情報交換や身近な事例の紹介・現地視察等を行う事によりネットワークづくりを目的とする仙台市農林部で実施している講座

農地基本台帳調査

農業委員会では、農業に従事されている方や農地の状況などを把握するため、毎年10月に、10a以上の農地を耕作している仙台市内の世帯に、農地基本台帳をお送りし、台帳の確認と補正をお願いしています。

なお、住所や農地所在地等に変更がある場合など、農地基本台帳の修正は、随時受け付けています。事務課振興係

電話 214-4353

平成28年農地賃借料情報

平成28年1月から12月までに締結した賃借料水準の平均額(10a当たり)は、次のとおりとなっております。

この「農地賃借料情報」は農地法第52条の規定に基づき、賃借等の動向を示すため作成したものですので、目安としてご利用ください。

実際に農地賃借をする場合の賃借料については、対象農地の状況等を考慮して、お互いの協議のうえ設定してください。

1. 田 (単位：円)

地域及び区分		農用地区域	左記以外
平坦地	宮城野区	12,100	12,000
	若林区	12,000	12,000
	太白区	9,800	12,000
	泉区	7,700	6,200
中山間地域	青葉区	7,700	7,800
	太白区		
	泉区		
仙台市平均		11,800	11,600

2. 畑 (単位：円)

地域及び区分	農用地区域	左記以外
仙台市平均	11,100	11,200

※中山間地域：青葉区(宮城総合支所管内、茂庭、郷六、折立) 太白区(生出、茂庭、坪沼、秋保) 泉区(実沢、小角、西田中、根白石、福岡、朴沢)

※農用地区域：農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域

農業委員会事務局 案内図

農業委員会事務局 青葉区二日町6-12 MSビル二日町6F

電話 214-4308

農地の売買、貸借、転用、相続などは許可や届出が必要です

農地（田、畑等）は大切な食料生産基盤であることから、農地の売買、貸借、転用等は、農地法の規定により規制されており、売買等には許可又は届出が必要になります。

●農地の売買、貸し借りなどの権利移動

農地の所有権移動や貸借権を設定する場合には農地法第3条の許可が必要です。

相続で農地を取得された方も届出が義務付けられています。

●農地を農地以外に使用する場合（農地の転用）

農地を転用して他の用途に利用する場合は農地法第4条又は第5条の許可が必要です。また、市街化区域内農地についても届出が必要です。

●農地改良工事（高さを変えたり、畦畔除去を行う場合）

水はけが悪いため盛土したい、水田を畑に転換して利用したい等、農地転用を目的としない農

地の形質を変更する工事等を行う場合には、事前に届出が必要

です。その他の申請及び届出については農業委員会事務局にお問い合わせください。

様式は、仙台市のホームページからダウンロードできます。

「仙台市農業委員会」申請書及び届出書様式ダウンロードサービス
http://www.city.sendai.jp/noc_hike/jigyosha/kezai/norin/nogyo/sendaisih/download.html
事務課農地係
電話 214-4340

農業経営改善研修会の開催について

農業経営の改善を支援するため、J A仙台と共催で研修会を開催します。

■日時
平成29年11月2日(木)
午後2時から4時まで

■会場
仙台市役所8階ホール
(青葉区国分町3丁目7-1)
■対象者
市内にお住まいの農業者

■内容

演題 「私たちは、真心とおいしさ、安心をお届けします」と題して法人立ち上げの経緯や具体的な取り組みについて、講演・質疑応答を行います。

講師 宮城県農業法人協会会長
(有)大郷グリーンファーマーズ
代表取締役社長 郷右近秀俊氏

■申込等
10月24日(火)までに、J A仙台中央営農センター又は西部営農センターに配置している参加申込書により、農業委員会事務局に申し込みください。

■問い合わせ先
事務課振興係
電話 214-4353
FAX 215-5803

今後の研修開催予定

■農業経営セミナー
日時 平成30年1月31日(水)
午前9時30分～11時30分
会場 J A仙台高砂支店
内容等詳細については、追ってお知らせいたします。

市政功労者表彰

佐々木均会長が、7月3日(月)に開催された「仙台市市政施行128周年記念式典」において、本市の産業経済の発展に寄与した功績が認められ、仙台市長から表彰されました。



【佐々木会長より一言】

今回、仙台市の産業経済への功労で表彰をされたことは、大変光栄なことであり、農業者の皆様を始めとした多くの方々のご協力の賜物と感謝申し上げます。今後、この表彰を心の糧として、表彰の榮譽に恥じぬよう、農業委員会の職責はもとより、農業の復興や地域経済の振興、地域コミュニティの醸成など、今まで以上に尽力してまいりますので、ご支援を賜りますよう、謹んでお願い申し上げます。

ご存じですか?
知らないとい
損!

農業者年金の (積立方式) 確定拠出型 税制優遇

保険料が全額
社会保険料控除の
対象なんです!

経営や家計の
状況により、保険料を
上げたり下げたり
できるんです!

経営者と生計を一つにする配偶者や後継者3人分の保険料を支払った場合は、その合計額(最高保険料月額6万7千円の場合は3人分で241万2千円)が経営者の所得から控除できます。

農業者年金の特徴

I. 農業に従事されている方は、誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く)であり、年間60日以上農業に従事している方(農業経営者・配偶者・後継者や家族農業従事者など)は、誰でも加入できます。

II. 保険料は自分で選べます。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料(月額2万円～6万7千円の間で千円単位)を自由に決められ、経営の状況や老後設計に応じて見直しもできます。

III. 税制面で大きな優遇措置があります。

- 支払った保険料は、全額が保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。(支払った保険料の15%～30%程度が節税)
- 将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用されます。(65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までの場合は、全額控除できます。)

IV. 終身年金です。80歳までにお亡くなりになった場合、死亡一時金があります。

原則65歳から生涯受け取れます。仮に80歳前に死亡した場合でも、80歳までに受け取れるはずの額を、生計同一のご遺族に死亡一時金として支給されます。

V. 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代でも安心

加入者の積立てた保険料と運用益を合わせた額(年金給付原資)により年金額が決まる制度です。

～農業者年金の支給額(年額)の試算～

(保険料月額2万円で試算)

加入年齢	納付期間	運用利回り2.5%の場合		運用利回り3%の場合	
		男性	女性	男性	女性
30歳	30年	50万円	42万円	54万円	45万円
40歳	20年	30万円	25万円	31万円	26万円
50歳	10年	13万円	11万円	14万円	12万円

VI. 仙台市内農業者の新規加入者実績

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
新規加入者数 (うち39歳未満)	9名 (5名)	4名 (2名)	14名 (11名)	7名 (6名)

＜農業者年金のご相談・問い合わせ先＞

お近くにお住まいの農業委員、又は事務局職員まで、気軽にご相談・問い合わせください。
事務課振興係 電話 022-214-4353

あなたの出番です

泉区福岡にお住まいの

ときた
鴫田 美穂さん

にお話しを伺いました。



Q 農業に従事したきっかけは？

A 自然栽培（無農薬・無化学肥料）のお米を育てることと、食同源の食を実践して伝える活動がしたいと考え、五年前に「泉ヶ岳ふもとすずめ農園」を開園しました。代々受け継がれた実家の水田1haにササニシキとササシグレを育てています。

Q 農業はどうですか？

A はじめは、農業機械に「怖い難しい」という印象があったのですが、父に少しずつ教えてもらいながら、今ではトラクター・田植機・コンバインを一

人で操作できるようになりました。自然栽培では、田起こしや代かきの仕方とタイミングで、稲の生長や雑草の様子が変わってくるので、毎年試行錯誤しながら機械の感覚を覚えています。水田の草取りは一番大変ですが、田んぼに入る度に稲の生長が見られてうれしいです。

Q あなたの楽しみは？

A 種まき・田植え・稲刈りなどの農作業体験や、田の生き物の観察会で、皆さんに楽しんでもらうこと。また、自然食の講演や麹作りワークショップでその魅力を伝えることです。もちろん、一生懸命育てたお米を「美味しい！」と言っていただけることが何よりうれしいです。

Q これからの夢は？

A お米が大好きなので、麹、甘酒、おむすびのお店をいつかやってみたいです。それから地元の泉ヶ岳は自然が豊かで魅力的なので、その自然と共生するような昔ながらの里山の暮らしを創って楽しんでいきたいらいいなと思います。

（聞き手：梅田元雄委員

加藤英夫委員）

がんばってます

若林区南小泉

伊藤 健司さん



私の家では現在、水田3ha、畑1haを父・母・私（37才）で営農しています。昔から農業を営む家でしたが、私は農業とは全く違った環境に就職。震災後に帰仙し就農しました。

元々専業で営農していた祖父は私が就農してすぐに他界。その為全く無知未経験からスタートしましたが、地域の先輩方や七郷青年部の先輩方のご指導のもと、スパー、近隣保育園、飲食店への出荷など、沢山の方々のお陰で日々

有意義な営農が出来ています。また、私の家では畑に隣接した直売所を設け、その時期旬の野菜を中心にほぼ毎日朝採り販売をしています。

南小泉の住宅地という立地を十分に活かした超・地域密着型の営農には以前から力を入れていますが、需要と供給（作付計画）のバランスなど、野菜を育てる技術も未だ効率が悪く、『日々安定した供給・出荷』がこれからの大きな課題となっています。

また七郷地区では市街化・都市化が進んでおります。環境の変化の中でしつかり状況を把握し、日々の経験を糧として地域に貢献していきたいと思えます。

（担当：大泉権吾委員）

編集後記

実りの秋、今年は台風や7月く8月の長雨による日照不足と低温で稲の生育が遅れ、米の品質低下が心配されましたが、みなさんの収穫はいかがでしょうか。

また、47年も続いた生産調整が転機を迎え、所得向上に向け適切な対応をしたいものです。

（編集副委員長 梅田元雄委員）